

男鹿市道路占用料徴収条例（改正後）

別表（第2条関係）

物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	530
	第2種電柱		810
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		470
	第2種電話柱		750
	第3種電話柱		1,000
	その他の柱類		47
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	460
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	280
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	940
	郵便差出箱及び信書便差出箱		390
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	580
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	940
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	20
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		28
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		42
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		56
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		85
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				200
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				280
	外径が1メートル以上のもの				560
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
			その他のもの		9
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	750	
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	470	
		地下に設けるもの		280	
その他のもの			940		
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	940	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		290		
	地下に設ける通路		180		
その他のもの		940			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	6	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	58	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	58	

	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	580	
標識		1本につき1年	750	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6	
	その他のもの	1本につき1月	58	
幕（第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	58	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	580	
	その他のもの		290	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	940	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	58	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			94	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.018を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額		

令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.017を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.017を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第14号及び第15号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額

備考

- 1 「令」とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。
- 2 1件の料金が100円に満たないときは、100円とする。
- 3 「第1種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置

する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

4 「第1種電話柱」とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、「第2種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

5 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

6 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

7 Aは、近傍類似の土地(第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

9 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の男鹿市道路占用料徴収条例(以下「新条例」という。)施行の際現に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による協議が成立して存する占用物件(この条例施行

の日以後に当該許可又は協議が更新された場合を含む。以下「継続占用物件」という。)に係る令和8年度の占用料の額については、新条例第2条の規定を適用して算定した占用料の額が、当該継続占用物件に係る前年度の占用料の額(令和8年度分の占用料を算出する場合において、令和7年度中に占用を開始した継続占用物件については、実際の占用期間にかかわらず令和7年度1年分の占用料に相当する額とする。)に1.2を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、新条例第2条の規定にかかわらず、当該調整占用料額をもって当該占用料の額とする。